

三平事務所通信 2016.10.1



【コラム】『最低賃金が変わります。』

三平 和男

毎年、10月に最低賃金が改定されますが、今年度は、昨年度を上回る引き上げ額となっており、特に、パート・アルバイトの時給設定にはご注意ください。
平成28年度の地域別最低賃金は全国加重平均額で823円と、昨年度798円に対して25円の引き上げとなっています。参考までに、関東1都6県における28年度地域別最低賃金額は、次のとおりです。

今年度の最低賃金額の改定により、700円を下回る地域別最低賃金額はなくなりました。

都道府県名	28年度地域別最低賃金時間額 〈()内は前年度〉	発効年月日
茨城県	771円(747円)	平成28年10月1日
栃木県	775円(751円)	平成28年10月1日
群馬県	759円(737円)	平成28年10月6日
埼玉県	845円(820円)	平成28年10月1日
千葉県	842円(817円)	平成28年10月1日
東京都	932円(907円)	平成28年10月1日
神奈川県	930円(905円)	平成28年10月1日

正社員の賃金のみならず、アルバイトやパートタイマー等に対しても、国が定めた最低賃金額以上の賃金を会社は支払わねばならず、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わないことに対しては50万円以下の罰金が定められています。最低賃金を下回る賃金で契約をした場合は、その部分については無効とされます。

中小企業・小規模企業にとっては、忙しいけれど、一向に利益が上がらないという状況が多く見受けられます。そのような状況において、最低賃金額が上がり、人件費が高騰するのは、経営を圧迫する大きな要因となることが懸念されています。

現に人手不足に悩む中小企業・小規模企業の中には、事業継続について厳しい選択を迫られている企業もあります。

最低賃金額の改定により、働く人々の労働条件を少しでも改善していくことは必要ではありますが、一方で、中小企業への支援策も実行していく必要があるのではないのでしょうか。政府、行政において中小企業・小規模企業への生産性向上など様々な支援などの施策についても検討し、適切な対応をとって頂きたいと考えます。

《雇用保険の適用拡大について》

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

高年齢被保険者の雇用保険料の徴収は平成31年度までは免除となります。

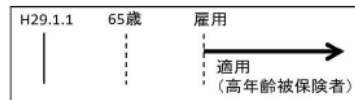
※1 65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

《適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

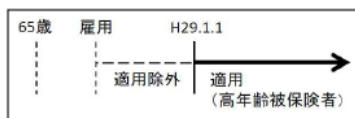
雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例3〉高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



《厚生年金保険等の被保険者資格取得の基準の明確化》

平成28年10月1日から、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準が以下のとおり明確になります。

従来の取り扱い（旧）	平成28年10月1日以降の取り扱い（新）
<u>1日または1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者のおおむね4分の3以上</u> （この基準に該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は被保険者となります。）	<u>1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上</u>

施行日（平成28年10月1日）において、新たな4分の3基準を満たしていない場合であっても、施行日前から被保険者である方は、施行日以降も引き続き同じ事業所に雇用されている間は、被保険者となりますので、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届」の提出は必要ありません。

社会保険労務士法人 三平事務所
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F
TEL: 03-3504-0071 / FAX: 03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。